

在日外国人の生活課題の検討

—あるNPO法人の相談援助記録から—

ホシナ ヤスコ
保科 寧子*

目的 本研究は、ある在日外国人の支援団体（NPO法人）が実施していた相談援助の記録を用いて、日本で生活する外国人の生活課題の概要を把握することを目的とした。

方法 分析対象としたデータは、2003年度から2009年度の7年間に相談援助を行った記録3,484件である。はじめに単純集計により、この相談援助の内容の概要を把握した。次に各相談記録から分類した相談内容項目それぞれについて、1～3回の相談対応で支援の終わった群と4回以上の相談対応を行った群に分け、 χ^2 検定にて両群間の差の有無を分析した。そして、ここからどの相談内容項目が総相談回数の多い相談者と関係しているかを検討した。

結果 単純集計から、子どもの教育・学校対応、簡単な情報提供で対応可能な生活相談（銀行口座の開設方法や近所の情報を得たいなど）、就労、出入国管理に関する相談が多いことがわかった。数は多くはないが、児童虐待や保証人の依頼、不安の訴えや親族の行方不明などの相談もみられた。また、相談回数が4回以上ある外国人に有意に多かった相談内容は、児童虐待、生活保護、生活状況の確認、医療・病院受診、生活相談、書類翻訳作成、教育・学校対応、公的機関等への同行、住居の9項目であった。一方で、配偶者からの暴力、結婚希望、親権認知の3項目は、1～3回の相談対応で終わった群が有意に多かった。

考察 地域社会で生活上の小さな相談のできるような関係が形成できていない外国人の状況が推測された。また教育に関する相談が多く、外国人親は日本の教育システムに慣れず不安を感じていることも改めて確認できた。総相談回数の多い外国人は日本語の不自由さはあまり感じていないが、子どもの教育や病院、公的機関での対応に困難を感じており、行政手続きなどへの支援が必要である。あわせて彼らには経済的な支援や、生活の見守りも必要な状況がうかがえた。総じて今後は外国人を取り込んだ地域づくりが求められると考える。

キーワード 在日外国人、生活課題、相談援助、NPO法人、 χ^2 検定

I 緒 言

日本で生活する外国人の数はここ10年間で増加してきており、2011年度末の在日外国人登録数は2,078,508人となっている¹⁾。経済産業研究所資料²⁾によると労働者として来日した外国人には、一定規模の外国人社会が形成されるとそれを母体とした受け入れが加速する、家族を呼び寄せ、生活基盤を日本に置いた外国人労働

者は原則として帰国しないなどの傾向がみられる。また、日本人との結婚や日本国国籍の子どもの養育などの理由により日本での生活が長期にわたる外国人も多く暮らしている。

すでに指摘されている主要な生活課題としては、外国人の子どもは不就学児が多い³⁾⁴⁾、外国人と日本の地域社会との摩擦²⁾などがあげられる。しかし、日本での生活上外国人がどのような場面で何に困難を感じているのか、というソーシャルワークの視点からの研究の蓄積は十分ではなく、その概要はまだ明確ではない。先

* 埼玉県立大学保健医療福祉学部社会福祉学科講師

行研究には外国人労働者の集住する地域における事例研究⁵⁾⁶⁾があり、外国人の集住地域の生活課題を指摘しているが、外国人の顕著な集住がみられず日本の地域社会の中に暮らす外国人の課題の検討は十分でない。また、ある程度まとまった規模で量的な研究手法を用いて外国人の相談を分析した研究も少ない。そこで集住地域外に住む外国人の生活相談事例を統計的手法により分析し、先行研究と合わせてより客観的な生活課題の明確化を行うことが必要である。とくに長期にわたって継続的な支援の必要な生活課題は、在日外国人の生活に大きな影響を及ぼすと考えられるため、相談回数の多い外国人の持つ生活課題の明確化も目指す。

本研究の目的は、ある在日外国人の支援を行う団体の相談援助記録（7年分）を用いて、外国人の生活相談の内容の概要を把握することである。さらに相談者の総相談数と相談内容との関連を統計的手法にて明らかにし、相談回数が多く継続的な支援を必要とする外国人に多くみられる相談内容の明確化を図る。

Ⅱ 研究方法

（1）研究の対象

本研究は都心から30キロメートルほど離れた人口10万人規模の都市に拠点を置き、在日外国人支援を実施しているNPO法人1団体を対象とした。NPO法人のある市は、特定の企業に依存するのではなく、規模の様々な企業が複数存在している産業形態である。産業とは関わりなくフィリピン人のインフォーマルなコミュニティの存在が把握されている。このNPO法人の支援対象地域（2市1町）の2011年度外国人登録者数は約4,000人となっている。

このNPO法人では外国人の人権擁護と自立支援に関する事業に取り組んでおり、支援対象地域の外国人からの生活相談対応のほか、ドメスティックバイオレンス（以下、DV）に関する講習会の実施や外国人女性を対象とした婦人保護シェルターの運営（地方自治体からの委託事業）などを行っている。

本研究では、ここで実施している生活相談の相談記録を分析の対象とした。分析対象は2003年度から2009年度の7年間に調査対象団体が対応した相談援助の全記録とした。相談記録からは、相談日時、相談者名、相談者国籍、相談内容とその対応内容の情報を得た。7年間の相談記録の総数は3,819件であった。このうち小学校、中学校からの依頼により実施している取り出し・入り込み授業（日本語学習授業）分を除いた3,484件を分析した。

（2）倫理的配慮

本研究は、埼玉県立大学の倫理委員会の承認を得て実施した（受付番号22023号）。調査対象団体の関係者に対しては、口頭および文章において調査目的、内容、個人情報保護、データの厳重管理、調査の自由参加の保障について説明を行い相談記録の閲覧の同意書を得た。研究の実施について調査対象団体での掲示を行った。

（3）相談者の基本属性

研究対象の相談記録から把握できた在日外国人の基本情報として、相談者の国籍があげられた。これを表1に示す。また相談者の氏名から相談回数を確認することができ、相談者1人当たりの相談回数は、1回から186回の範囲であった。1回の相談のみで支援の終了した相談者は759人で、それ以外の相談者は2回以上の相談援助が行われていた。

（4）分析方法

研究期間は2010年10月～2011年6月であり、入手した相談記録の内容をNPO法人の関係者に内容確認を行いながら内容別に単純集計し、その全体的な傾向を分析した。分析対象の記録は、前述のとおり2003年度から2009年度の7年間の相談援助の全記録である。

単純集計にあたっては、相談記録を以下のように加工した。まず相談記録の内容を確認し、内容を要約した相談内容項目を設定していった。その後、全相談記録における各相談内容項目の件数を算出した。相談内容の件数の算出におい

ては、1件の相談記録であってもその内容により、複数の項目を選択する場合もあった。例えば「現在オーバーステイ中で日本人の男性の子どもを妊娠したので結婚したい」という相談であれば相談内容項目の入国管理、妊娠、結婚希望にあてはまるとみなした。

最後に各相談記録から分類した相談内容項目において、1～3回程度の相談対応で支援の終わった群と4回以上の相談対応を行った群に分け、 χ^2 検定にて両群間の差の有無を分析した。このとき、相談内容は把握できていたが、相談者が特定できず相談回数の把握できないデータは検定から除外し、有意水準は5%と設定した。そして、ここからどの相談内容項目が総相談回数の多い相談者と関係しているかを検討した。

表1 相談者の国籍別相談件数 (n=3,484)

	相談件数
フィリピン	1 286
中国	425
ブラジル	534
タイ	87
ペルー	78
バングラディシュ	49
ベトナム	121
台湾	24
インド	20
パキスタン	128
ラオス	4
アルゼンチン	5
チリ	9
ホンジュラス	1
ケニア	1
イギリス	29
フランス	6
韓国	51
スリランカ	22
コロンビア	63
シンガポール	1
ウズベキスタン	4
ナイジェリア	5
マレーシア	4
イラン	7
ネパール	3
ボリビア	1
香港	1
モンゴル	4
ガーナ	2
オーストラリア	4
ニュージーランド	1
ミャンマー	9
ロシア	3
ドイツ	4
メキシコ	5
日本	246
不明	237

Ⅲ 結 果

(1) 相談記録の内容

相談記録を要約して作成した生活相談内容項目は22項目となった。これらの項目を単純集計した結果を表2に示す。

最も多くみられた相談内容は在日外国人の子どもの教育・学校対応であり、1,000件を超えている。具体的な内容としては在日外国人の子どもたちの通う学校における手続きの支援、子どもたちの日本語習得のための支援などであった。また、学校で必要な持ち物をそろえたり、学校から配布されたプリントの内容を読んで外国人の親に伝えたりすることなども含まれる。

次いで多いのは、銀行口座の開設方法や近所の情報を得たいなどの簡単な情報提供で対応可能な生活相談であった。また就職面接に同行してほしい、仕事を探しているなどの相談も多く寄せられていた。出入国管理に関する相談も多く、オーバーステイへの対応や各種ビザの取得などの相談が多くみられた。「ビザ」という言葉の記述された相談記録は191件、「入管」という言葉の記述された相談記録は42件、「オーバーステイ」という言葉の記述された相談記録は26件あった。

続いて公的機関等への同行、書類の翻訳・作成、日本語学習、医療・病院受診の項目が相談件数の上位にあがった。これらの相談記録の内容からは、日本語や日本の社会制度の理解が十分でないことが読み取れた。また公的機関への同行の希望には、日本語の理解ではなく、公的機関でのやり取りに不安を感じていることの読み取れる事例が多かった。

住居に関する相談では、県営住宅や市営住宅への入居に関するものが多くみられた。相談記録には家賃の安い、今よりも広い住居などの記述があり、より条件の良い住宅への入居を希望する内容が多い。調査対象団体は、外国人を対象とした婦人保護シェルターを運営しており、シェルター退所後の住居を探すための支援も行われていた。

表2 在日外国人による生活相談内容と件数

	件数	相談内容の抜粋
教育・学校対応	1 022	別の市に引っ越す予定。学校の手続きを教えてください。 ××高校学校説明会の申し込みをしてほしい。場所や行き方を教えてください。
簡単な生活上の相談	478	国民健康保険を滞納してしまった。どうしたらいいか。 娘の通帳を作りたい。
求職・就労	428	知り合いの男性は10月にビザが切れる。現在エンジニアビザだが、英語教室の先生でビザが取れるか。 仕事を探したい。日本語も英語もわからなくて困っている。
出入国管理	394	日本人夫と離婚し母国に帰国の予定。日本国籍の2人の娘を母国の国籍に変更したい。 入管に提出する書類の書き方を教えてください。 妹のパスポートで入国したが本名に直したい。また日本人との間の子どもの日本国籍が取りたい。
公的機関等同行	362	生活保護担当者ととの面談に同席して欲しい。 9年前に行方不明になった夫との離婚裁判に立ち会ってほしい。
書類の翻訳・作成	349	外国人女性と結婚の予定。婚姻要件具備証明書の日本語に翻訳された様式はあるのか。 外国人妻の結婚証明書の翻訳依頼。 外国人母子の児童手当の書類についての問い合わせ。
日本語習得・学習	254	外国人が日本語の勉強を希望している。友達がほしい。 母国で育った娘が5月に来日する。日本語を勉強させたい。
医療・病院受診	252	子どもを病院に連れて行く。生活保護担当者に連絡してほしい。 肩が痛い。病院を紹介してほしい。
離婚希望	247	相談者は留学生。夫は資格外就労をしている。夫は家にお金を入れないし、暴力を振るうので離婚したい。 内縁の夫と別居したい。相談者のビザはない。連れて出た子どもは日本国籍である。
住居	198	外国人がアパートを探している。どこか紹介してほしい。 友人が会社の寮を出るよういわれている。自宅（生活保護受給家庭）に同居してもいいか。
生活保護	179	日本人の夫と離婚した。子どもは夫との子だが国籍は自分の母国の国籍である。生活保護は受けられるか。 市役所の生活保護担当者から呼び出された。同行してほしい。
配偶者の暴力	164	母国に帰っている間に離婚を言い渡され、帰国しても家から追い出された。夫は以前からDV、浮気がある。 夫に首を絞められる。子どもは1歳と3歳。どうしたらいいか。 DV被害のためシェルターに入居しているがアパートを探してほしい。
家族間不仲	137	結婚して2年の夫が死んだ。子どもはいない。夫の妹が早く出て行けというのだがどうしたらよいのか。 義父と同居だが、うまくいっていない。定住ビザが10月に切れるが義父の扶養証明書がもらいにくい。永住者ビザに変更したいが可能か。
通訳希望	130	日本語は話せないが、離婚の件で市民相談に行きたい。 日本語は話せないが働きたい。 子どもの進学相談に行きたいが、日本語がよくわからない。
子の親権・認知	116	夫が9年前から行方不明。子どもの親権を母親にしたい。 彼が子どもを認知してくれない。生活保護が親戚にわかっては困る。
妊娠	74	友人（オーバーステイ）が、妻であるやくごの子を妊娠した。 息子が台湾女性を妊娠させたので結婚させたいが、女性には別居中の夫がいる。
結婚希望	71	結婚紹介所を通じて中国人女性を紹介され、これまで350万円ほど支払ったが大丈夫か。 今月末ビザが切れる。日本人男性（既婚）と結婚したい。方法はないか。
児童虐待	59	××君がセンターへ来る。学級閉鎖の日もお弁当を持たされ、家を出るように言われている。（居場所がない様子） 教育委員会から連絡。××中学に転入した生徒に養父から性的虐待があったので、心のケアと日本語指導について相談したい。
孤独・不安	52	4年前に離婚した。中学生の息子は不登校となっている。近所の人は信用できない。友達がいない。 日本語がわからない。友達もいない。
親族の行方不明	40	夫が逃げて2カ月たったが行方がわからない。保険証も切れて、眼科に行ったら2,500円もかかってしまった。 子どもが早朝に出かけたまま帰ってこない。
生活状況の確認	39	母親が帰国し、子どもだけで暮らしている家がある。生活が心配である。 子どもが水ぼうそうで寝ている。仕事探しがあり外出するので子どもをみてほしい。
保証人依頼	18	難民の××さんから永住ビザ取得の保証人になってほしいと頼まれたのだがどうしたらよいのか。 外国人の入居希望者がいるが、保証人がいない。

注 ここに例示している相談内容のなかには、内容が複数の相談内容項目に渡っているものが含まれている。分析上は複数の相談内容項目に計上しているが、本表ではそのうちの1つの相談内容項目の例として記載している。

生活保護についてはその申請だけでなく、生活保護担当者ととの面談など保護受給後の支援も多い。また、シェルター退所後の生活の手立て

として生活保護に関する相談を行っている例もみられた。

配偶者からの暴力においては、DV被害者か

らのシェルターへの入所に関する相談も多くみられた。DVの後には、子の親権・認知、妊娠、結婚希望などの相談が続く。結婚についての相談は国際結婚の方法に関する問い合わせのほか、日本国籍の相談者から、外国人と結婚したいと思うが婚約者が夜の仕事を辞めてくれない、外国人と結婚してうまくいくだろうか、結婚した外国人の妻が祖国へ帰国したまま戻ってこない、業者に高額な費用を支払っているが大丈夫かなどといった内容が寄せられていた。

また少数ではあるが外国人の親が自分の子どもに日常的に暴力をふるう、家に入れない、食事を与えないなどの児童虐待に関する相談もあった。児童虐待が疑われる相談では、児童の保護のため児童相談所への通報も行われていた。

児童虐待とほぼ同じ相談件数に、不安や孤独の訴えがあり、以下親族の行方不明、保証人の依頼などが続く。不安や孤独の訴えについては、日本語ができないこと、友人ができないことなどが記録に併記されていた。親族は夫や子どもなどの同居家族の消息に関する相談が多かった。保証人はビザの保証人を求める例が多いが、住居の賃貸のための保証人や、高等学校の願書提出時の保証人などの依頼もあった。住居賃貸のための保証人は保証人協会などの紹介で対応し、高等学校については相談窓口のスタッフが保証人となっていた。

(2) 相談回数の多い相談者に多くみられる相談内容

相談内容ごとに1～3回の相談対応で支援の終わった群と4回以上の相談対応を行った群に分け、 χ^2 検定にて各群間の相談回数の差を検定した結果を表3に示す。22項目のうち、児童虐待、生活保護、生活状況の確認、医療・病院受診、生活相談、書類翻訳作成、教育・学校対応、公的機関等への同行、住居の9項目は、4回以上の相談対応を行った群が有意に多い相談項目であった。一方で、配偶者からの暴力、結婚希望、親権認知の3項目は、1～3回の相談対応で終わった群が期待値よりも有意に多かった。

表3 生活相談内容別の相談回数の傾向

	n	総相談回数		p (χ^2 検定)
		1～3回群 残差(相談数)	4回以上群 残差(相談数)	
配偶者からの暴力	164	18.0(100)	-18.0(64)	0.005
児童虐待	59	-17.5(12)	17.5(47)	0.000
生活保護	179	-26.5(63)	26.5(116)	0.000
生活状況の確認	39	-9.5(10)	9.5(29)	0.002
医療・病院受診	252	-78.0(48)	78.0(204)	0.000
生活相談	478	-92.0(147)	92.0(331)	0.000
結婚希望	71	18.5(54)	-18.5(17)	0.000
書類翻訳作成	349	-48.5(126)	48.5(223)	0.000
親権認知	116	17.0(75)	-17.0(41)	0.002
教育・学校対応	996	-316.0(182)	316.0(814)	0.000
公的機関等への同行	362	-116.0(65)	116 (297)	0.000
住居	198	-23.0(76)	23.0(122)	0.001

Ⅳ 考 察

(1) 在日外国人の生活相談の内容の検討

在日外国人から寄せられた生活相談内容からうかがえる生活課題の実態を把握し、援助者に求められる知識や援助のあり方を検討する。

本研究の結果では、相談が非常に多く主要な生活課題であったのは、子どもの教育である。この相談は単純集計の結果、他の相談の2倍以上となっており、その課題の困難さがうかがえる。在日外国人の子どもの教育については、先行研究においても日本語能力の低さや日本の環境への不適応などに起因する学力不足⁷⁾が指摘されており、多くの課題を残している。本研究でも、子どもの教育について不安を感じて相談に訪れる外国人の様子が把握され、先行研究を補完した。長く日本に滞在する予定であれば、日本語を習得することや日本で教育を受けることは子どもの将来に大きく影響するので、学校や関連機関と連携して在日外国人の子どもたちが適切な教育を受けられるように支援を展開する必要がある。そのためには外国人の親への日本の教育のあり方の説明も重要である。

次に多い相談は、簡単な生活上の相談である。ここからは、日常生活でちょっとした困りごとを相談できる日本人の知人友人を持たない外国人の姿が推察される。大阪府における生活空間調査の結果において、韓国人とベトナム人の約50%、中国人の約35%が日本人の友人はいない

と回答している⁷⁾。本研究対象地域においても、隣近所や学校などを中心とした地域社会で生活上の小さな相談のできるような関係が形成できていない状況であると考えられる。日本に暮らしていても、あまり日本人と深くかかわる機会のない外国人が多いと推測され、今後相談ごとが気軽にできる地域の関係づくりが必要である。

また、家族不仲に関する相談や孤独・不安に関連する相談などが寄せられており、精神的な不安に対する受け皿も求められていると考えられた。

求職・就労に関する相談も多い。調査対象団体は、ボランティアによる対応が中心である生活相談窓口であるにも関わらず、多くの相談者が仕事の紹介や仲介などを求めて訪れており、就労支援を希望する外国人が多いことがわかる。このような相談者の需要に対し、外国人の相談窓口と求人情報の集まるハローワークなどとの連携も視野に入れることが必要である。

次に多くみられるのは、出入国管理に関する相談であった。ビザの期限切れやオーバーステイなど、実態が明らかになりにくく、対応も困難と推察される相談が寄せられていた。在日外国人の支援にあたっては出入国管理に関する法律や手続きに関する知識を持ち、違法性や犯罪との関係も踏まえた上で人道的に相談援助を展開したり、専門職へつなげたりする必要がある。

公的機関等への同行、書類の翻訳・作成、日本語学習、医療・病院受診という相談内容については、その多くは日本語や制度の理解が十分でないことに起因する相談であると考えられ、その理解を助けることにより、減少させていくことが可能であると考ええる。しかし、日本語や制度を習得するには、相談者の知的な障害の有無や学習生活環境なども影響すると推測され、相談者の状態に応じた支援が必要となる。

離婚希望の相談も247件寄せられていた。離婚手続きなどの支援だけでなく、離婚後の生活や子どもがいる場合の子育てについても相談援助の必要があると考えられる。

住宅に関する相談では、県営住宅や市営住宅への入居に関する相談が多く、入居要件や書類

の作成に支援の必要性が示された。住居に関する相談は、生活保護に関する相談、DVに関する相談には婦人保護シェルターへの入居と関連したものが多くみられ、DV被害者への対応として関連の深い支援項目でもあった。

子の親権・認知、結婚希望などについてもそれぞれ71～116件の相談が寄せられていた。国際結婚には、日本人同士の婚姻と比較してさまざまな手続きが必要となってくることから、相談者の課題に応えられるような知識が必要であると考ええる。また、日本の男性からの外国人女性との結婚に関する相談もみられるが、近年国際結婚の仲介業者による結婚仲介トラブルも多発しており⁸⁾、熟考の上で結婚するように助言する必要があると考えられた。国際結婚では文化や言葉の違いにより日本人同士の婚姻よりもコミュニケーションが困難であり、結婚生活の継続も難しいことを相談援助者は伝えることが重要である。

児童虐待については、虐待された児童を含めた家族の支援が必要であると考えられる。親がまだ日本の生活に慣れていない、夫婦生活がうまくいっていないなどの要因が児童の虐待につながる可能性もある。外国籍の児童は学校教育につながらないことも多く⁹⁾、児童虐待の実態をつかむことは日本人家庭の場合よりも困難と予測され、今後実態把握の方法の確立が重要となると考えられた。

(2) 相談回数の多い相談者に多くみられる相談内容の検討

次に χ^2 検定にて相談回数の多い在日外国人の生活課題の明確化を試みた。相談回数の多い外国人によくみられる相談内容は9項目あった。まずは教育・学校対応や児童虐待があげられ、彼らの子育ての環境が十分に整っていないと考えられる。そして生活保護の項目からは、経済的な困難や生活保護受給のための支援の必要性が推測できる。また、日常生活でのちょっとした生活相談の対応や生活状況の見守りの必要な外国人の存在も把握できる。書類翻訳作成、医療・病院受診、住居の相談からは、受診や行政

手続きを自力で行うことのできない様子が推測できる。

調査対象のNPO法人の相談スタッフが「お得意さん」と親しみを込めて呼ぶ、相談回数の多い外国人たちは、子どもの教育や病院、公的機関での対応に困難を感じているが、日本語の習得・学習に関する相談は多くないことから、日本語の理解についてはあまり困難を感じていない様子である。彼らは子どもの教育に関することや医療や公的機関などの通常の日常生活を超えた対応を行うことに困難を感じ、頻繁に相談援助を利用していると考えられた。教育・学校対応を支援しつつ、自立して日本で生活していくことができるように行政手続きなどにおいて外国人を支援する体制が必要であると考えられた。

また、この分析において「お得意さん」となる外国人に多い相談内容が示されたことから、相談時にこれらの相談をする外国人は以後相談窓口に頻繁に訪れる可能性が高いことが予想され、インターク（受け入れ）時などに留意して情報収集を行う必要があると考える。

今後彼らの個別の要因を踏まえた分析を行うことにより、多くの援助が必要となる外国人像を明らかにすることができる。援助の必要な外国人像を把握し、早期から支援を行うことにより、外国人がより円滑に生活を送ることができると考える。

最後に1～3回の対応で支援の終了している群の多い相談内容について検討する。ここで配偶者からの暴力項目があがったことは、外国人保護シェルターを運営する調査対象法人がDV被害者を迅速に保護し、一定の成果を出している結果と考えられた。結婚や親権認知に関する相談も少数回で相談の終わることが多かった。しかし他の項目の分析から、結婚後や子育て中に多くの生活課題が生じると考えられ、相談者には結婚や家族の形成には熟慮を促しつつ、継続的な支援をすることが求められる。

本研究より地域社会で生活上の小さな相談の

できるような関係が形成できていない外国人の状況が推測された。また教育に関する相談が多く、外国人親は日本の教育システムに慣れず不安を感じていることも改めて確認できた。総相談回数の多い外国人は日本語の不自由さはあまり感じていないが、子どもの教育や病院、公的機関での対応に困難を感じており、行政手続きなどへの支援が必要である。総じて今後は外国人を取り込んだ地域づくりが必要となると考える。また今回は外国人の国籍と相談内容の関連に言及していないが、今後は国籍などより個別的特徴と相談内容の関連も検討することが必要であると考えられる。

謝辞

本研究にご協力いただいた関係者の皆様に深く感謝いたします。また本研究は埼玉県立大学奨励研究費（C研究）およびJSPS科研費80513217の助成を受けて実施したものです。

文 献

- 1) 法務省、入国管理局報道発表資料「平成23年末現在における外国人登録者統計について」(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00021.html) 2012.11.7.
- 2) 経済産業省資料「独立行政法人経済産業研究所外国人労働者問題」(<http://www.rieti.go.jp/jp/events/bbl/bbl051006.pdf>) 2012.11.7.
- 3) 太田晴雄、坪谷美欧子、学校に通わない子どもたち、宮島喬／太田晴雄（編）、外国人の子どもと日本の教育第2版、東京：東京大学出版会、2007；17-26.
- 4) 清水陸美、ニューカマーの子どもたち、東京：勁草書房、2006.
- 5) 門美由紀、三本松政之、外国籍住民の生活課題への臨床福祉的アプローチ：外国人労働者集住都市にみる複合的多問題をめぐって、コミュニティ福祉学部紀要 2006；8：109-24.
- 6) 門美由紀、三本松政之、外国籍住民の生活課題への臨床福祉的アプローチ（その2）：岐阜県美濃加茂市・可児市を事例に、コミュニティ福祉学部紀要 2007；9：45-64.
- 7) 福本拓、大阪府における在日外国人「ニューカマー」の生活空間、地理科学 2002；57（4）：255-76.
- 8) 朝日新聞、結婚仲介トラブル相次ぐ 農村部男性に外国人女性紹介し、高額手数料 2010.10.16朝刊、(<http://database.asahi.com/library2/main/start.php>) 2011.7.19.
- 9) 浦野東洋一、在日外国人の子どもの教育に関する一考察－大阪地裁〔平18（ワ）1883号〕平20.9.26判決を素材に－、帝京大学文学部教育学科紀要 2010；35：1-12.